

仙台市告示第18号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月15日

仙台市長 郡 和子

指定区域	埋立地の種類
仙台市青葉区芋沢字青野木349番2の一部、357番22の一部、490番1の一部、水の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域